

一般財団法人古川医療福祉設備振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人古川医療福祉設備振興財団と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、我が国におけるライフイノベーション（医療介護分野の革新）を促進させるために、医療機器、医療設備、福祉機器、病院設計・建築、医療福祉情報等の領域に必要な助成を行い、以って広く社会に貢献、寄与するため、次の事業を行う。

- (1)医療、福祉、病院設計・建築、医療福祉情報等の分野で貢献した者の顕彰
- (2)医療、福祉、病院設計・建築、医療福祉情報等の分野の研究並びに調査に対する助成
- (3)医療、福祉、病院設計・建築、医療福祉情報等の分野の講習会、セミナー、シンポジウム等の開催
- (4)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会計

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第6条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（評議員）

第7条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

（選任及び解任）

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニ掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 当法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係があるものの数の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることとなってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係があるものが含まれてはならない。

（任期）

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第 10 条 評議員には、必要に応じて報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員、選考委員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第 2 節 評議員会

（権限）

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第 13 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第 14 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議の省略)

第 15 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員総数（現在数）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 16 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員総数（現在数）の過半数をもって行う。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 189

条第2項の決議は、評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

（役員）

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事とする事ができる。
- 5 前項の副理事長及び専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

（選任等）

第21条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 当法人の監事には、当法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第24条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第25条 理事及び監事には、必要に応じて報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員、選考委員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 理事会

(権限)

第26条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事会の招集通知は、理事会の日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、理事総数（現在数）の過半数をもって行う。

- 2 次の事項については、理事会における理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を受けることを要するものとする。なお、次の事項のうち (3) 及び (4) を除く各事項については、理事会の決議を受けた後、評議員会の決議を受けなければならない。

- (1) 収支予算（事業計画）
- (2) 決算（事業報告）
- (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
- (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事業の一部の譲渡
- (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(保有株式等の権利行使)

第 30 条 当法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を受けなければならない。

(決議の省略)

第 31 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事総数（現在数）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 32 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第 5 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 本定款は、評議員会において、評議員総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 35 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 36 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第 37 条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりとする。

住 所 大阪府吹田市桃山台三丁目 29 番 6 号

設立者 古川 國久

拠出財産及びその価額 シップヘルスケアホールディングス株式会社株式
500,000 株 金 1,256,500,000 円
現金 100 万円

(基本財産)

第 38 条 前条の財産は、第 3 条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において評議員総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

附 則

(設立時評議員)

- 1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
設立時評議員 伍賀濤夫、松田 暉、山本行俊

(設立時役員)

- 2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事 古川國久、河口 豊、涌井史郎
設立時代表理事 古川國久
設立時監事 佐伯 剛

(最初の事業年度)

- 3 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行期日)

- 5 この定款は、平成 25 年 7 月 2 日から施行する。

以上